

「プラスチック資源循環戦略（案）」に関するパブリックコメントにおける 主な御意見の概要とこれらに対する考え方（案）

- 「プラスチック資源循環戦略（案）」に関する意見募集結果
 - 募集期間：2018年11月19日から12月28日まで
 - 提出数：388者（個人198者、組織・団体115社、不明75）から計1,166件の御意見

主な御意見の概要とこれらに対する考え方は、以下のとおり。

1. はじめに

御意見の概要	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・「有効利用率」に熱回収を含んでいることを明記すべき。 ・有効利用に海外輸出と焼却（熱回収）が含まれているため、日本の84%という数字は高くない。 ・日本と世界の算定基準は異なるため、有効利用率での比較は不適切。 ・「世界全体での有効利用率14%」は出典元に照らして誤りである。 ・「ワンウェイ」の意味が分かりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有効利用の割合は、<u>リサイクルと熱回収の合計から導かれること</u>を明示し、世界と我が国における<u>リサイクル、熱回収の状況を詳しく記載</u>することにします。 ・世界全体での有効利用率は、<u>UNEPの報告書に則り</u>、対象がプラスチック製容器包装廃棄物であること、さらに、リサイクル率と熱回収含めた焼却率を合計した、最大で考えられる率を幅（14～28%）で、<u>正確に記載</u>することにします。 ・「ワンウェイとは、<u>通常一度使用した後にその役目を終えることをいう。</u>」と記載することにします。

2. 基本原則

御意見の概要	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・SDGsの目標に即し、環境性、倫理的側面、持続可能性にも十分に留意すること、国民の健康や安全を考慮すること、ワンウェイの容器包装・製品をはじめと例示、排出事業者責任、市町村処理責任について言及すべき。 ・循環利用の優先順位について明記すべき。3Rの中で熱回収の優先度が低いことを明記すべき。熱回収は、リサイクルに適さない場合の 	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な社会を目指し、また、関係者の適切な役割分担の下に循環型社会を形成することを明確にするため、これらのことが位置付けられている<u>循環型社会形成推進基本法に規定する基本原則を踏まえること</u>を明記することにします。 ・循環利用について、趣旨を明確にする観点から「<u>リサイクルによる再生利用、それが技術的経済的な観点等から難しい場合に</u>

<p>手段として位置づけるべき。プラスチックの焼却・熱回収はやめるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋プラスチックごみは、必ずしも陸域で発生したごみが河川を經由したものばかりではない。直接海域で捨てられるものもある。 ・国が主体となって取り組むことが伝わる内容にすべき。 	<p>は熱回収によるエネルギー利用を含め」と明記することにしませす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正確性を期す観点から、陸域で発生したごみが河川<u>その他の公共の水域等</u>を經由して海域に流出することや<u>直接海域に排出されること</u>と記載することとします。 ・国、地方自治体、国民、事業者、NGO等と<u>主体の記載順を変更</u>することとします。
---	--

3. 重点戦略

(1) プラスチック資源循環

①リデュース等の徹底

御意見の概要	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・リデュースが最優先であることを明記すべき。 ・メーカーの製造責任として、無駄な使い捨てプラスチック容器に入った商品を作らないことも明記すべき。 ・トレードオフによりかえって環境に対する負荷が大きくなることのないようにすべき。 ・「リフューズ」の観点も追加すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の少ない持続可能な社会を目指し、リデュースを最優先に、各主体による取組を期すことを明確にするため、2. 基本原則において、<u>循環型社会形成推進基本法に規定する基本原則を踏まえる</u>ことを明記することとします（循環基本法にはリデュースが最優先であること（第5条）等が規定されています）。 ・リフューズは、リデュースに包括されていると理解しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋の有料化に賛成。 (過剰に使用されるのが当たり前になっている現実を変えてほしい／レジ袋の料金を高く設定すべき／全国一律の法的措置を講ずべき／スーパーだけでなく、コンビニ、ファストフードも対象に加えるべき／ショッピングバッグ・ポリ袋など対象を広げるべき／バイオマスプラ等、環境負荷の低いレジ袋は義務化の対象外とすべき／レジ袋有料化義務化の目標設定を明確化すべき／2020年夏など早期に導入すべき／混乱を回避するため、導入時期などについては配慮が必要／歳入化を図るべき／マイバッグ持参の普及を含めて徹底すべき／ごみ袋として使用している場合もあり、ごみが散乱する懸念がある／食品によるやけど防止策などの安全策をあらかじめ考えるべき) ・レジ袋の有料化に反対。 	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋については、マイバッグ等の代替手段があり、消費者の判断で受け取らないことを選択することが可能であり、事業者、自治体、地域においてこれまで有料化を含めた自主的な取組が進められてきました。 また、世界でも既に60カ国以上がレジ袋の有料化等の制度を導入している状況となっています。 国内の事例を見ると、有料化によってマイバッグの携行が浸透することなどにより、レジ袋辞退率が9割を超える実績もあります。 このようなことから、ワンウェイプラスチックの不

<p>(問題はレジ袋の無償頒布でなく、ポイ捨てやごみ袋等にリユースされないで廃棄されることにある／国内メーカーの収入減少につながり、倒産等、経営に大きな影響を与えかねない)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋は禁止すべき。 (有料化はあくまで移行措置とすべき／有料でも1枚2～3円程度の安価なら買い続ける人は劇的に減らない／レジ袋はなければ、エコバッグなどレジ袋以外の方法を各々が実践する) 	<p>必要な使用・廃棄の削減に向けて、レジ袋の有料化義務化をはじめとして、我が国として消費者はじめ国民各界各層の御理解と協力の下、取組を進めていく必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋有料化の具体化に当たっては、いただいた御意見を参考とさせていただき、かつ、国民各界各層の状況をよく踏まえながら、速やかに検討を進めてまいります。
<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋以外のプラスチックも見直しの対象とすべき。「回避可能」の対象、「ワンウェイのプラスチック」の具体的な製品名を明記すべき。プラスチックの生産を禁止すべき。代替可能なプラスチックは使用禁止にすべき。ペットボトルを廃止すべき。 ・プラスチックの消費やワンウェイプラスチック製品・容器包装に対して課税すべき。過剰包装を禁止すべき。量り売りを推進すべき。 ・代替材の技術開発を推進すべき。木竹材、天然繊維、天然皮革類、陶磁器、金属類、ガラス、紙等の代替資源の活用を推進すべき。環境負荷の少ない代替素材を使用した漁具の普及促進に向けた支援が必要。プラスチックの素材代替は、全体最適の環境配慮を目指すべき。経済的かつ技術的視点もふまえた十分な検討が必要。再生材、再生可能資源への切替対象は、ワンウェイのプラスチックに限定すべき。 ・紙の容器包装であっても「紙100%」でない限り、海洋汚染の原因となることは注意喚起すべき。 ・「軽量化」は一定程度にすべき。リユースを推進するための具体策まで踏み込んで戦略を策定すべき。スプーン、ストロー、カップなどのリユースを見直すべき。マイバッグ・マイボトルの持参者に対してインセンティブを付与すべき。収集回数を減らすことで、消費者にごみを排出しないよう働きかけるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術・ビジネスモデル・消費者のライフスタイルの変革・イノベーションを通じて、広くプラスチック製品・容器包装のリデュース・リユースを推進する考えです。 特に、このうち、ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品については、「価値づけ」等を通じて消費者のライフスタイル変革を促し、また、再生可能資源への適切な代替やリユース容器・製品の利用を促進していく考えです。 具体的な施策については、いただいた御意見を参考とさせていただきながら、戦略に基づき速やかに検討・推進を図ってまいります。 なお、2019年度当初予算案において、再生可能資源への転換・社会実装支援等を主眼とした新規予算事業(脱炭素社会を支えるプラスチック資源循環システム構築実証事業、35億円)が盛り込まれたところです。こうした予算等を最大限活用しながら、石油由来のプラスチックから適切に代替される素材の技術開発等を推進していく考えです。

②効果的・効率的で持続可能なリサイクル

御意見の概要	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・分別にインセンティブが働くよう、分別・回収の制度を再設計すべき。各特性に合わせた回収・再利用のルートを構築すべき。「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の区分を廃止し、素材別に回収すべき。「プラスチック資源」の定義を明確にすべき。 ・メーカーによる回収を義務付けるべき。拡大生産者責任の理念の下、自治体の収集費用軽減を図るべき。自治体におけるプラスチックの分別回収を義務化すべき。リサイクルによるコストを消費者も含めて負担すべき。 ・製品プラや事業系プラも品質・性状に応じたリサイクル手法、最終処分方法等を選定できるようにすべき。容リプラの回収ルートで製品プラを回収すべき。容器包装のリサイクルは効果的・効率的と評価できるため、プラスチック資源のリサイクルシステムはこれと別個に検討すべき。容器包装リサイクル制度への製品プラの追加は混乱をもたらすため、法制度の見直しは慎重に検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済のプラスチック資源を徹底的に回収し、効果的・効率的で持続可能なリサイクルを進めることが重要と考えており、いただいた多様な御意見については、今後、具体的な施策を検討・推進していくに当たっての、参考とさせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ペットボトルの効果的・効率的な回収のため廃掃法の弾力的運用を検討すべき。店頭・宅配での容器包装プラスチックの回収について法的な位置づけを明確にすべき。 ・I o T技術を利用した樹脂分別の簡易化と広義のサプライチェーン情報共有システムの導入、I o T技術の受益者全員が参加し責任とコストを分担し合う持続可能な社会全体のしくみを検討すべき。I o T技術を活用した広域処理を行うための廃棄物区分の見直しがあってはならず、各自治体において先進的な処理が行えるよう整備を優先すべき。 ・プラスチック容器包装（ペットボトル等）のデポジット制を導入すべき。分別意識向上のため、国は国民に呼びかけ、市町村も最大限努力すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・質が高いプラスチック資源の分別回収・リサイクルが更に促進されることが重要と考えており、いただいた御意見については、今後、具体的な施策を検討・推進していくに当たっての、参考とさせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・分別・選別を所与のものとするのではなく、分別・選別手法、リサイクル手法を含めたシステム全体の最適化を目指すべき。 ・材料リサイクル優先は撤廃し、素材特性に応じた資源循環を行うべき。再商品化手法ありきではなく、実績として再生利用率の高い手法を政策の主要手法として採用すべき。 ・材料リサイクルやケミカルリサイクルでは限界があることから、熱回収を積極的に導入していくべき。熱回収の活用にあたってはエネルギー効率等についても基準を設けるべき。有害性の懸念が生じえるプラスチック類については、熱回収を推奨するように業界等への周知を指導すべき。直接埋立を極力抑制する制度や施策を検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体最適化の趣旨をより明確にするため、「分別・選別されるプラスチック資源の品質・性状等に応じて」と記載することにします。 ・各主体の連携協働と全体最適化を通じた持続的な回収・リサイクルシステムの構築を進めることが重要と考えており、いただいた御意見については、今後、具体的な施策を検討・推進していくに当たっての、参考とさせていただきます。

<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルはCO2排出量削減にも大きく寄与しており、資源有効利用率の最大化には、環境負荷・社会コストの低減にも配慮すべき。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・国内処理を最優先とし、廃プラスチックの輸出を禁止、規制を強化すべき。自国内で処理できない分は削減すべき。生産拠点の海外移転を考慮し、プラスチック資源の輸出を推進すべき。 ・リサイクル施設の整備の強化をはじめ、静脈産業の育成・拡大をすべき。資源循環のために不可欠な施設を迅速に整備するため、法手続きの迅速化や施設を整備する事業者に対する金融・税制・補助等の支援措置が必要。ケミカルリサイクルの一つとして、一酸化炭素に転化あるいは炭化し、化学原料として使用する事業育成を行う施策が必要。リサイクル設備・機器業界に海外企業の参入が散見されるので、実情の把握に基づき、国内企業による開発を進めるべき。 ・排出事業者に対して、事業活動に伴い排出される廃プラスチックのリサイクル及び適正処理の確保に必要な分別排出、料金負担等の徹底を図るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・趣旨を明確にする観点から、我が国のプラスチック資源の循環が適正かつ安定的に行われるよう、国内におけるリサイクルインフラの質的・量的確保や利用先となるサプライチェーンの整備をはじめ、適切な資源循環体制を率先して構築することを明記することにします。 ・上記の資源循環体制の構築を率先して進める観点から、いただいた御意見については、今後、具体的な施策を検討・推進していくに当たっての、参考とさせていただきます。 ・なお、2018年度補正予算及び2019年度当初予算案において、省CO₂型リサイクル等高度化設備導入促進事業（93.3億円）が盛り込まれたところです。こうした予算等を最大限活用しながら、国内資源循環の体制整備を推進していく考えです。
<ul style="list-style-type: none"> ・有効利用率を向上させるため、製品や容器包装の設計において一層の環境配慮がなされるべき。モノマテリアル化についても位置付けるべき。食品の包装（弁当等）について、分別し易いような販売方法を促進すべき。 ・リサイクルの推進に当たっては、商品の規格の見直しや制度の構築が必要。散乱防止や生物の誤飲防止のため、キャップがペットボトルから外れないデザイン変更を生産者に義務付けるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいた御意見については、イノベーションが促進される公正かつ最適なりサイクルシステムを検討するに当たっての、参考とさせていただきます。

③再生材・バイオプラスチックの利用促進

御意見の概要	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・バイオプラスチックの定義を明確化し、消費者に正しい理解を促すべき。生分解性プラスチックとバイオマスプラスチックの違いを明確にし、特性を生かした施策の方向性を伝えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>バイオプラスチック、バイオマスプラスチック、生分解性プラスチックの定義</u>を明記することにします。

- ・再生材の国内市場を拡大し、さらなる技術革新やコスト低減を促すべきであり、早急に具体的な対策を講じるべき。プラスチック再生材の供給に当たっては、高い技術力でかつ適正な価格での供給となるよう、競争環境の整備を行うべき。再生材等の保管基準を適正な「在庫管理」等の観点から見直すべき。
- ・バイオマスプラスチックの普及には品質確保、安定供給、価格が重要であり、素材開発メーカーへの支援、製造・研究に対する助成制度、容器包装リサイクル法における特定事業者の委託金からのバイオプラスチック量除外、バイオプラスチック使用製品への減税措置などの施策の検討をすべき。いたずらに事業者への補助金の交付等は控えて、自由競争の環境での採用拡大に留意すべき。
- ・バイオプラスチックについては、生分解性などの機能を適切に評価し、その機能が発揮される場面への適切な導入が必要。安全性の確認をしたうえで流通させるべき。
- ・再生材の利用促進に向けた正確な実態調査が重要。再生材等を容器包装リサイクル法の再商品化委託申込対象から外す等の導入支援を強化すべき。リサイクル原料と再生利用を結び付ける体制づくりが必要。消費者に対して繰り返し使用可能品と再生原料を使用した製品の購入へのインセンティブが必要。用途に応じて一定割合の再生材を使用することを義務付けるべき。
- ・バイオプラスチックの食品事業者や消費者へのコストアップ負担増の理解を求める必要がある。
- ・有害化学物質規制を導入すべき。プラスチック製造事業者・利用事業者は、成分割合やリサイクルの障害となりうる物質の含有情報等を開示すべき。添加剤のポジティブリストの公表など、メーカー向けの指標が必要。プラスチックリサイクルは含有成分の管理が難しく、化学物質管理の順守等に係るコストも増大していることから、再生材の活用促進が適用可能な分野について十分検討すべき。プラスチック中の化学物質の含有情報の取扱いの検討・整理にあたっては、産業界の意見を十分に踏まえるべき。
- ・バイオマスプラスチック製の可燃ごみ指定収集袋を使用することにより単価が上昇する場合は、国や自治体で費用を負担すべき。可燃ごみ用指定収集袋の材料リサイクルをできる限り推進すべき。
- ・バイオプラスチック導入ロードマップについては、早期に策定すべき。バイオマス原料生産に伴う環境負荷や生分解性プラスチック利用による包材の機能低下などの負の影響等も踏まえて普及拡大を検討すべき。バイオマスプラスチックは用途によらず導入すべき。バイオマスプラスチックの自然資源量の限界にも考慮し、バイオマス原料調達による食料との競合や森林の伐採等は避けるべき。食品のプラスチック容器包装は生分解性プラスチックにし、たい肥化・

- ・「生分解性などの高機能化や、特に焼却・分解が求められる場面等への適切な導入支援」と記載することになります。
- ・再生材・バイオプラスチック市場の実態を把握することを明記することになります。
- ・再生材とバイオプラスチックの利用促進を図ることが重要であり、いただいたご意見については、今後の具体的な施策を検討・推進していくに当たっての、参考とさせていただきます。
- ・なお、リサイクルのインフラ整備としては、2018年度補正予算及び2019年度当初予算案において、省CO₂型リサイクル等高度化設備導入促進事業（93.3億円）が盛り込まれたところで、こうした予算等を最大限活用しながら、国内資源循環の体制整備を推進していく考えです。
また、バイオプラスチックについては、2019年度当初予算案において、再生可能資源への転換・社会実装支援等を主眼とした新規予算（脱炭素社会を支えるプラスチック資源循環システム構築実証事業、35億円）を盛り込んでいるところであり、こうした予算等を最大限活用しながら、バイオマスプラスチックの技術開発等を推進していく考えです。

メタル発酵発電処理などをすべき。生分解性プラスチックは劣化するため、非分解性プラスチックと別ルートで処理できるよう、マークを義務付けるべき。生分解性プラスチックの使用においては、一般プラとの多層化や混合の禁止、分別回収、ポイ捨ての厳禁等を徹底すべき。海洋分解ポリマーの国際的評価方法および海洋分解性ポリマーの国際基準の確立について盛り込むべき。

(2) 海洋プラスチック対策

御意見の概要	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> 海洋プラスチックゼロエミッションの趣旨を明らかにすべき。 海洋ごみ問題について、具体の対策を講じるべき。サプライチェーン全体を通じてプラスチックの流出防止を対策すべき。海洋への流出量の多いプラスチックの使用に対して、規制を課すべき。プラスチックを商品に使用している企業から、企業ごとの使用割合に応じて費用負担させるべき。資源循環と海洋プラスチックごみ対策は、本来、質の違う課題であり、海洋ごみの原因をワンウェイのプラスチック容器包装自体にあると印象づける論調は避けるべき。 海洋プラスチック対策にあつては、海洋分解性ポリマー等のイノベーションが重要である。 ポイ捨て・不法投棄撲滅の徹底について、具体策を示すべき。現在よりも厳しい罰則を設けるべき。犯罪であることを国民に周知していくべき。プラスチック分別の無料回収ボックスを増加すべき。 清掃活動を効率的に実施できるよう、地方自治体は問い合わせ先を周知し、実施要領、備品貸出、保険加入などについて情報提供すべき。 地方公共団体に対して補助金の活用支援をすべき。海岸や河川の漂着物回収を実施するNPO等の支援も行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 趣旨を明確にする観点から「海洋プラスチックゼロエミッション」の趣旨として「<u>海洋プラスチック対策も成長の誘因であり、経済活動の制約ではなくイノベーションが求められています。こうした考えの下、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指し</u>」を明記することにします。 「<u>④代替イノベーションの推進</u>」として「<u>海で分解される素材（紙、海洋生分解性プラスチック等）の開発・利用を進めます。</u>」を記載することにします。 プラスチックごみの海洋流出を防止するため、海洋プラスチック対策を総合的に講じていくことが重要であり、いただいたご意見については、今後の具体的な施策を検討・推進していくに当たっての、参考とさせていただきます。
<ul style="list-style-type: none"> マイクロビーズは削減ではなく、禁止すべき。 マイクロプラスチックの発生源について明らかにすること。マイクロプラスチックの汚染の実態把握、環境・生態的影響の科学的解明についての調査研究を推進し、必要な対策を実施すべき。衣類からのマイクロプラスチック対策を位置付けるべき。合成繊維を無くす事は困難。それよりマスのプラスチックゴミ発生抑制と海洋プラスチックごみ回収の技術開発、実験などが期待 	<ul style="list-style-type: none"> <u>マイクロビーズを含むマイクロプラスチックの使用実態、人の健康や環境への影響、海洋への流出状況、流出抑制対策等に関する調査研究等を推進することを（4）④に記載することにします。</u> マイクロプラスチックについては、流出実態や人・生態系への影響等が未解明なことも多いため、その実態や状況、

される。排水中のマイクロプラスチックを取り除くような下水処理技術が必要。マイクロプラスチックを扱う作業者の健康問題に対策や規制を行うべき。

影響、対策等の調査検討を総合的に実施することが重要であり、いただいた御意見については、具体的な施策を検討・推進していくに当たっての、参考とさせていただきます。

(3) 国際展開

御意見の概要	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 詰め替えなど、日本の優れたリデュースの取組を世界に伝えていくべき。 ・ プラスチック問題への理解をアジア・アフリカの教育現場に広げていくことが重要。 ・ インフラ未整備の海外へのプラスチック輸出禁止を位置付けるべき。 ・ 海洋ごみを大量に排出している国の責任を問うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球規模での実効性のある対策支援として、廃棄物の適正な埋立指導や現地の人材育成、<u>環境教育等のキャンペーンビルディング</u>を記載することにします。 ・ いただいた御意見については、具体的な施策を検討・推進していくに当たっての、参考とさせていただきます。

(4) 基盤整備

御意見の概要	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ バイオマスプラスチック、紙等のプラスチック製品と表記すべき ・ 問題の情報提供・普及啓発にも取り組むべき。廃棄物処理や海洋プラスチック問題に関する環境教育を行う必要がある。持続可能な消費と生産のための消費者の意識向上に繋がる情報基盤の整備と啓蒙に必要な人材育成と体制の整備が重要。 ・ 多様なキャンペーンが展開されているため、収斂化・体系化し、国民にわかりやすくした上で、各界各層の取組が継続するように支援すべき。 ・ グリーン購入法による公共調達時の発生抑制に努めることを記載すべき。 ・ 「マテリアルフロー」は、意図的または非意図的な環境中への漏出量までを含んだ精緻なものとするべき。サプライチェーンの構築を図り、リサイクルの流れとその結果を明示できるトレーサビリティ体制を構築すべき。分別回収後の処理についての調査・公表が必要。回収率や再資源化率等の調査は、利害関係のない機関が行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「<u>紙、バイオマスプラスチック等のプラスチック代替品</u>」と記載することにします。 ・ 海洋プラスチック問題等の解決に向けて、あらゆる普及啓発・広報、<u>環境教育を通じて海洋プラスチック汚染の実態の正しい理解を促す</u>と記載することにします。 ・ キャンペーンの内容を正確なものとするため、“プラスチックとの賢い付き合い方”を進め、<u>国内外に積極的に発信する「プラスチック・スマート」</u>を強力に展開すると記載することにします。また、「プラスチック・スマートフォーラム」を<u>現在の時点に合わせた記載</u>にします。 ・ 国の率先的なスタンスを明確にするため、<u>国自らが率先して不必要なワンウェイのプラスチックの排出抑制や再生可能資源の利用等に取り組む</u>ことを記載することにします。 ・ いただいた御意見は、今後の具体的な施策を検討・推進していくに当たっての、参考とさせていただきます。

4. おわりに

御意見の概要	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・累積で25%排出抑制について、累積の意味や基準年を明確にすべき。現状の排出量を把握すべき。「累積で」は削除すべき。目標年が遅すぎる。50%などより大幅な削減目標を設定すべき。最終的には全廃を目指すことを前提として進めるべき。2025年までに少なくともこれまで国外に輸出していた量に相当する150万トンの使い捨てプラスチックを削減すべき。容器包装について累積で25%排出抑制の達成は極めて実現困難。 ・熱回収も含め100%有効利用について、熱回収は除外すべき。すべて熱回収にならないようにすべき。リサイクルの割合も明確にすべき。 ・再生利用を倍増について、再生利用の意味や、基準年、量を明確にすべき。具体的なアクションプランを早期に示すべき。技術的対応と経済性を十分に考慮して進めるべき。PETボトルの再生利用の倍増は不可能。 ・バイオマスプラスチック導入について、製造インフラ整備上不可能であり「約200万トン」を削除すべき。根拠が不明確。導入には制度等の見直しも含めた慎重な検討が必要。 ・マイルストーンは中長期目標とすべき。マイルストーンは目指すべき方向性であり、個別業種、個別事業者や品目に数値目標を割り当てる等により義務付けるものでなく、各主体が自主的に取り組むものであることを明確すべき。 ・各地域での対策進捗情報を定期的に発信すべき。 ・戦略の見直しについて、少なくとも3年程度の間隔を目安に最新の科学的知見に基づく見直しを行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・累積の趣旨を明確にするため、「これまでの努力も含め累積で」と記載することにします。 ・「2030年までに容器包装の6割リサイクル又はリユース」「2035年までにすべての使用済プラスチックを100%有効利用」については、まずはリユース又はリサイクルを優先することが前提であり、その趣旨が明確になるよう、「リユース又はリサイクル」と記載するとともに、<u>容器包装のリユース・リサイクルに関するマイルストーンとすべての使用済みプラスチックのマイルストーンの段落を分けて記載</u>することにします。 ・再生利用について、<u>(再生素材の利用)</u>と説明を付記することにします。 ・バイオマスプラスチック導入については、政府の地球温暖化対策計画、循環型社会形成推進基本計画において盛り込まれている数値をベースにしています。 ・いただいた御意見については、目指すべき方向性であるマイルストーンについて、国民各界各層の理解と連携協働を通じて、その達成を目指した取組を進めていくに当たっての、参考とさせていただきます。

5. その他

御意見の概要	御意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・本戦略の達成に向けたタイムスケジュールを速やかに公表すべき。 ・循環型社会に向けた法制度全体の見直し・抜本的な法整備が必要。 ・規制や経済的措置など強い政策を導入すべき。 ・日本の循環型社会構築のための法制度全体を、拡大生産者責任と3Rの優先順位に則ったものに見直すべき。 ・リサイクルの回収システムを費用面も含めて再考すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいたご意見については、今後、具体的な施策の検討・推進に当たって

- ・プラスチックの製造開発コストには、処理費用が考慮されるようにすべき。
- ・関係主体の自主的取組を軸とし、規制的手法は取らないこととすべき。
- ・プラスチック問題は、メーカーの問題としてとらえるのではなく、商品を販売する販売店、消費者も一緒になって協力・解決すべき。
- ・食品包装製造の中小企業への支援策も検討すべき。
- ・廃プラが適正処理されるために、処理実績と能力を有する事業者処理を委託する排出者へのインセンティブの付与や、優良産廃認定事業者の優位性の拡充を検討すべき。
- ・今後、国が行う審議会等において、具体的な制度や政策について検討が行われる場合には、重要なステークホルダーである食品関連事業者を参画させるなど、その意見が反映されるよう、十分な議論を行うべき。

の、参考とさせていただきます。

※ 上記の他、いただいた御意見につきましては、今後の施策の検討・推進に当たっての、参考とさせていただきます。

(以上)